

4、浄化対象外の汚染地域に住む住民の不安解消について

(浄化対象外の汚染地域に住む住民の不安解消について)

市の負担がどの程度になるかわからないのはちょっと微妙なんですけれども、次です。浄化対象外とされた地域に住む住民への対応についてです。

今回、浄化範囲は非常に限られたものです。吹田市として把握している汚染面積と今回の浄化対象面積をお答えください。また今回、100倍以上の地域のみを対象とした理由、及び100倍に満たない区域で汚染対象外となった地域住民の不安解消対策についてお答えください。

羽間紀雄環境部長

まず、汚染範囲は、平成21年度の調査で約15万3,000㎡となっております。また、浄化対象面積は、環境基準値のほぼ100倍を超える約2万5,000㎡となっております。

浄化対象以外の地域につきましては、学識経験者の知見のほうから、高濃度汚染域を浄化することにより、浄化効果が対策範囲外にも及び、全体の汚染範囲の縮小が期待できるというふうに書かれておりまして、こういった効果が今回の対策外の地域にも及ぼすものというふうに捉えております。

以上でございます。

(浄化対象外地域に住む住民の不安解消について)

浄化効果が対象範囲外に及ぶには何年程度かかりますか。

羽間紀雄環境部長

特に実証された結果がございませんので、何年ということは、今ちょっとここではお答えにくいものでございます。申しわけございません。

(浄化対象外地域に住む住民の不安解消について)

不安解消策を聞いて、何年かかるかわからないが浄化されるであろうという答えを聞いても、余り納得いかないのですが、しかし、飲まなければ健康被害はないということなので、不安の対象は土地に対する損害及び負担になると思います。汚染地域に住む住民の土地について損害が発生した場合、その賠償を求めるためにはどのような手続が必要なのでしょうか。

羽間紀雄環境部長

本市においては、当該地域の土地がこうむっている損害の有無については、当事者間の問題として処理しておりまして、話し合いによるか、法的な手続になるか、行政が今判断できる部分ではないというふうに思っております。

以上でございます。

(浄化対象外地域に住む住民の不安解消について)

自治体の義務は、住民の生命、財産を守ることにございます。本来であれば、汚染原因者をしっかりと確定し、土壌汚染によって財産権を侵害された方を援助していくのが市の責任ではないでしょうか。調査協力等を南吹田の住民の方に求めておきながら、いざ訴訟が必要となった際に、民民の話なので介入できないとは、非常に無責任な対応であると思います。仮に市民が損害賠償請求を汚染原因者に起こした場合、市として資料提供、あるいは法的に汚染原因者を特定するなど協力すべきであると考えますが、部長の見解をお答えください。

羽間紀雄環境部長

これは万が一のお話になるかという想定でございましょうけれども、万が一にでも特定のどなたかが個人的に民事訴訟を起こされるとかという事態に陥った場合には、これまで我々が調査しております資料等の提供につきましては、やぶさかではないというふうには思っております。また、この訴訟の場合に、一部、一人の方だけで訴訟を起こして、本当に訴訟が成り立つのかという疑問も感じておりますので、もし万が一でも訴訟ということになれば、全体での集団訴訟的な意味合いが増してくるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。